喫煙可能室設置施設 廃止届 チェックリスト【資料〒5】

*下記のいずれかに当てはまる場合廃止届が必要になります。	
□ 届出店舗が廃業になった場合	
□ 風営法上の許可を新たに取得または廃止した場合	
	舗で、別法人への事業譲渡または相続人や (1年以上勤務している者に限る。)以外の者が承継した場合
□ 新築、和	多築、移転や、客室部分の改築・大規模改装を行った場合
〈提出方法〉	施設所在地の保健所あて、 <u>持参または郵送</u> で提出ください(メール不可)
	* 郵送で提出する場合 ・封筒の宛名面に、朱書きで 喫煙可能室設置施設廃止届出書在中と記入してください。
〈提出書類〉	① 喫煙可能室設置施設廃止届出書

(送付先を記載した定形封筒に84円切手を貼付したもの)

※廃止届の内容について不整合等がある場合、保健所より問合せすることがあります。

② 返信用封筒